

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマークの使用に関する要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用申請書(様式第1号)に申請者、ロゴマークを使用する事業の概要及び使用する状況が分かる資料を添えて、使用開始を希望する日の2週間前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社及びその他の報道機関が報道目的に使用する場合
- (2) 相模原市が実施する事業等で使用する場合
- (3) 別表に掲げる法人が事業等で使用する場合
- (4) その他、市長が認める場合

2 市長は、申請者が前項の規定による使用の依頼に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認等)

第3条 市長は、前条の規定による文書の提出があった場合はその内容を審査し、使用を承認する場合には、申請者に対し相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用承認通知書(様式第2号)を交付するものとし、不承認とする場合には、申請者に対し相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認する場合においては、条件を付することができる。

3 ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用変更承認通知書(様式第5号)による承認を

受けなければならない。

- 4 使用者は、ロゴマークを使用した場合、使用実績(パンフレット等)を市の求めに応じて市長に提出しなければならない。
- 5 使用者は、ロゴマークの使用を中止し、又は同条第2項に規定する使用承認の条件を満たさなくなったときは、相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用中止届出書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。  
(使用の不承認)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) ロゴマークの使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動に使用しようとする場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 自己の商標又は意匠として使用する場合
- (5) 市の品位を傷つけ、又はロゴマークのイメージを損なうおそれのある場合
- (6) 定められた使用方法によってロゴマークが使用されないおそれのある場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (8) 前各号に掲げるほか、市長がロゴマークの使用を不適當と認める場合

(遵守事項)

第5条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、この要領を遵守するとともに、物品の安全性、本質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は、物品に関して、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)、食品衛

生法(昭和22年法律第233号)及びその他各種法令を遵守しなければならない。

3 市長は、ロゴマークの使用方法が前条各号のいずれかに該当するおそれが生じるに至ったとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法及びその他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し是正を求めることができる。

4 前項の是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取消しを決定したときは使用者に対して、相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用承認取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(1) 使用者がこの要領に違反したとき。

(2) 使用者が第3条第2項に基づく使用承認の条件に違反したとき。

(3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による承認の取消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、ロゴマークを使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第9条 使用者は、第2条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にロゴマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行期日前に使用承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行期日前に使用承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年12月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行期日前に使用承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行期日前に使用承認を受けたものについては、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

法人名
公益財団法人相模原市まち・みどり公社
公益財団法人相模原市民文化財団
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
公益財団法人相模原市健康福祉財団
株式会社さがみはら産業創造センター
公益財団法人相模原市スポーツ協会及び加盟団体
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人相模原市産業振興財団
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
公益社団法人相模原市シルバー人材センター
公益社団法人相模原市防災協会
公益社団法人相模原市観光協会

様式第1号（第2条関係）

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

次のとおり相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマークを使用したいので、申請します。

使用目的		
使用方法	※使用見本又は使用案を添付すること	
使用開始日 又は使用期間	年 月 日 ~	
特記事項		
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

様式第2号（第3条関係）

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用承認通知書

相模原市指令（シ戦課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマークの使用について、次のとおり承認いたします。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎

（公印省略）

使用目的	
使用方法	
使用開始日 又は使用期間	年 月 日 ~
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
備考	
担当課	シティプロモーション戦略課 電話 042(707)7045

様式第 2 号（裏面）

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマークの使用に係る承認条件

- 1 使用承認を受けた事項以外に使用しないこと。
- 2 ロゴマークを改変しないこと。
- 3 ロゴマークの使用承認を受けた権利を他人に譲渡または貸与しないこと。
- 4 ロゴマークを使用した成果物の完成品若しくは写真等を市の求めに応じ  
て提出すること。
- 5 使用承認を受けた事項に変更が生じる場合は速やかに申請を行うこと。
- 6 使用する必要が無くなった場合は速やかに「使用中止届出書」を提出す  
ること。
- 7 相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマークの使用に関する要領第 6 条  
に定める項目に該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対して是  
正や回収等の措置を求めることがあります。
- 8 使用承認が取り消されたときは、取消しを通知した日から使用すること  
ができません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、相模原  
市は一切の責任を負いません。
- 9 ロゴマークの適切な使用を図るため、使用状況、使用した物件の状況等  
について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 10 ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処  
する責任を負い、相模原市は一切の責任を負いません。
- 11 その他の条件

--

様式第3号（第3条関係）

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用不承認通知書

相模原市指令（シ戦課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市「潤水都市さがみはら」  
ロゴマークの使用について、次のとおり不承認といたします。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎  
（公印省略）

使用目的	
使用方法	
承認しない理由	
備考	
担当課	シティプロモーション戦略課 電話 042(707)7045

様式第4号（第3条関係）

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付相模原市指令（シ戦課）第 号で使用承認を受けた事項について、変更したいので申請します。

		承認を受けている内容	変更する内容
使用目的			
使用方法			
使用開始日 又は使用期間			
変更の理由		/	
連絡 先	氏名		
	電話番号		
	F A X 番号		
	E メール		

様式第5号（第3条関係）

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用変更承認通知書

相模原市指令（シ戦課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマークの使用変更について、次のとおり承認いたします。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎

（公印省略）

変更する事項	
備考	
担当課	シティプロモーション戦略課 電話 042(707)7045

様式第6号（第3条関係）

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用中止届出書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付相模原市指令（シ戦課）第 号で使用承認を受けた相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマークの使用について、使用を中止しますので届け出ます。

使用目的		
中止理由		
中止時期	年 月 日	
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

様式第7号（第6条関係）

相模原市「潤水都市さがみはら」ロゴマーク使用承認取消通知書

相模原市指令（シ戦課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付相模原市指令（シ戦課）第 号で通知した「さがみん」デザイン等使用承認通知書については、次の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知します。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎  
（公印省略）

使用目的	
取消しの理由	
備考	
担当課	シティプロモーション戦略課 電話 042（707）7045